

マンション 小規模修繕工事

マンションは15～18年ごとに大規模修繕工事を行い、建物や設備の維持更新を行っております。しかし、地震や風水害のため建物や設備の劣化はすすんでおります。東京都では建築基準法12条検査対象を、集合住宅1000㎡以上かつ5階建て以上となっております。

検査および報告内容は

- 建築設備定期検査(毎年)
- 特定建築物定期調査(3年毎)
- 防火設備定期検査(毎年)

「小規模修繕工事」は建物劣化診断を行うことで建物の維持管理を行います。人に例えるなら「健康診断」の時に、予防や治療を行うことです。



メリットは？

- 1.費用が安い→定期検査と同時に工事見積もりができます。
- 2.定期検査および工事関係の記録がクラウドに保管されます。
- 3.最小限の足場なので、快適な生活環境が保たれます。(防犯や換気、景観など)
- 4.小規模マンションや店舗付きマンションに最適です。
- 5.築年数40年以上のマンションに最適です。(建替えや長寿命化の選択肢)
- 6.災害(地震・水害等)からの復旧工事(建物、設備など)もできます。
- 7.耐震・免震工事もできます。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT

GOALS



NPO法人
防災用品アドバイザー協会

© 20230126



東京都足立区南花畑1丁目13番10号

防災・減災の対策はご相談ください

